

有料(無料)職業紹介事業の許可申請にあたって

1. 事前確認事項

1) 有料職業紹介事業では「**建設業務**」、「**港湾運送業務**」の職業紹介は禁止されています。
※取扱う業務に含まれていないか確認してください。

2) 職業紹介責任者は、成年に達した後3年以上の職業経験があり、「**職業紹介責任者講習会**」の受講が義務付けられています。

新規許可・申請受理日の前5年以内 許可更新・許可の有効期間が満了する日の前5年以内

■ 次の場合、下記の書類が添付省略されます。

- ①派遣元事業主が職業紹介事業の許可申請を行う場合
- ②労働者派遣事業の許可申請と同時に職業紹介事業の許可申請する場合
- ③無料職業紹介事業者が有料職業紹介事業の許可申請する場合

⇒【添付省略書類】

1) 定款または寄付行為 2) 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

3) 代表者、役員住民票及び履歴書

※代表者、役員が職業紹介責任者を兼務している場合は、当該者については
住民票(本籍地記載あり・個人番号記載なし)と履歴書の提出が必要

4) 決算関係資料(上記、①②のみ)

2. 許可要件・許可基準の確認

法第31条第1項 法第33条第4項(準用)

1号:申請者が、当該事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

1) 基準資産額が、「500万円×紹介事業を行おうとする事業所数」の額以上

※基準資産額＝資産総額(繰延資産・営業権を除く)－負債総額

2) 現金・預貯金が、「150万円＋((事業所数-1)×60万円)」の額以上

⇒ 申請時の直近の決算書等にて確認

直近の事業年度における決算書等では財産的基礎の要件を満たさない場合は、
公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間・月次決算書にて確認

2号:個人情報適正に管理し、求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

3号:申請者が当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

1) 代表者及び役員が法第32条の欠格事由に該当しないこと

2) 職業紹介責任者が未成年者でなく法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号の欠格事由に該当しないこと

3) 職業紹介責任者は、成年に達した後3年以上の職業経験を有し、「職業紹介責任者講習会」を受講していること

4) 事業所に関する事項 ～ 登記事項証明書・賃貸借契約書等で**使用权を確認**

・個室の設置、パーティション等での区分により、プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能であること。

ただし、以下のいずれかによっても可

① 予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の求人者又は求職者等と同室にならずに職業紹介を行うことが出来るような措置を講じること

② 専らインターネットを利用すること等により、対面を伴わない職業紹介を行うこと

③ 職業紹介事業に使用し得る面積がおおむね20㎡以上あること

5) 業務運営規程が定められていること

※ 上記以外にも許可基準がございますので、詳細は、「許可・更新等マニュアル」「業務取扱要領」等によりご確認ください。

許可基準		職業紹介事業		
		有料職業紹介事業	無料職業紹介事業	
		法人／個人	公益法人等	特別の法人 ※
許可／届出		許可	許可	届出
有効期限	新規	3年	5年	—
	更新	5年	5年	—
申請手数料 (収入印紙)	新規	5万円＋ 事業所が増える毎に1.8万円を加算	—	—
	更新	1.8万円×事業所数	—	—
登録免許税(領収証書)		9万円	—	—
新規 財産的基礎	基準資産額	500万円×事業所数 以上		—
	現預金	150万円以上 事業所が増える毎に60万円を加算		—
更新時 財産的基礎	基準資産額	350万円×事業所数 以上		—
	現預金	基準なし		—
職業紹介 責任者	選任義務	自己の雇用する労働者の中から、当該事業所に専属の職業紹介責任者として選任 ※当該事業所において職業紹介にかかる業務に従事する者の数 50人以下 : 1人以上を選任 50人超～100人以下 : 2人以上を専任		
	講習受講	5年以内		
	職業経験	未成年でなく職業経験3年以上		
適用除外業務		①港湾運送業務 ②建設業務	—	—
事務所要件	位置	事業に好ましくない位置でないこと		—
	広さ	おおむね20㎡以上		—
	構造	秘密を保持し得る構造	秘密を保持し得る構造 無料の表記・誤認	
規程類		個人情報適正管理規程		
		業務運営管理規程		

※特別の法律により設立された法人であって厚生労働省令で定めるもの(これを「特別の法人」という。)は、厚生労働大臣に対して届け出ることにより、構成員等を対象として無料職業紹介事業を行うことができる。特別の法人については、構成員の数が10以上のものが該当する。